

令和3年6月1日現在の障害者雇用率について

1 主旨

令和3年6月1日現在の世田谷区が任用する職員における障害者雇用率について、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、取りまとめたので報告する。

2 令和3年6月1日現在の障害者雇用率（法定雇用率2.60%）

(1) 区全体

	令和3年度	前年度
障害者数	175.5人（実数149人）	153人（実数124人）
雇用率	2.61%	2.31%

障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、令和3年6月30日付で地方公共団体の機関にかかる特例が認定されたため、認定後においては、区長部局と行政委員会等（区教育委員会、区議会、区選挙管理委員会、区監査事務局）を同一の機関と見なし、区全体として障害者雇用率制度が適用される。

(2) 区長部局（行政委員会等を除く）

	令和3年度	前年度
障害者数	147.5人（実数124人）	124人（実数99人）
雇用率	2.58%	2.21%

(3) 区教育委員会

	令和3年度	前年度
障害者数	26人（実数23人）	28人（実数24人）
雇用率	2.56%	2.78%

3 今後の取組みについて

採用した障害のある職員は、個々の障害特性や職務適性等を踏まえ、庁内各課や区立施設に配属している。今後も、障害のある職員の定着支援を行うとともに、職務や職域の拡大を図り、更なる雇用率の向上に向け、全庁をあげて取り組んでいく。